

市長及び副市長の諸給与支給条例及び蕨市教育委員会教育長の給与等に関する
条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の諸給与支給条例の一部改正)

第 1 条 市長及び副市長の諸給与支給条例（昭和 3 9 年蕨市条例第 5 1 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 3 0」を「1 0 0 分の 2 3 5」に改める。

第 2 条 市長及び副市長の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 3 5」を「1 0 0 分の 2 3 2. 5」に改める。

(蕨市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 蕨市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 3 1 年蕨市条例第 2 1
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 3 0」を「1 0 0 分の 2 3 5」に改める。

第 4 条 蕨市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 3 5」を「1 0 0 分の 2 3 2. 5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第 1 条及び第 3 条の規定は公布の日から、第 2 条及び第 4 条の規定は
令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の市長及び副市長の諸給与支給条例（以下「改正後の
市長等給与条例」という。）第 3 条第 2 項及び第 3 条の規定による改正後の蕨市教
育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」とい
う。）第 3 条第 2 項の規定は、令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の市長等給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による
改正前の市長及び副市長の諸給与支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、
改正後の市長等給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

- 4 改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合においては、第3条の規定による改正前の蕨市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和8年1月20日提出

蕨市長 頼高英雄